

# 令和3年度第1回大阪府ESCO提案審査会 議事要旨

## 1) 次第1：開会

(事務局)

- ・本審査会はWebにて開催する。本審査会について、資料②「会議の公開に関する指針」に基づき公開で実施すること、及び資料③「大阪府ESCO提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告する。

## 2) 次第2：大阪府ESCO提案審査会の会長について

- ・委員の互選で会長は西岡委員に決定。

## 3) 次第3：令和3年度ESCO提案審査会の開催予定について

(事務局)

- ・資料⑥を説明した。

## 4) 次第4：新・大阪府ESCOアクションプランの進捗について

(事務局)

- ・資料⑦に基づき、新プランの進捗状況を説明した。  
また、今年度の予定公募施設の説明を行った。

(委員)

- ・導入目標施設数が82とあるが、この数字はどのように決められたのか、また施設名まで決まっているのか。

(事務局)

- ・82施設とは、新・大阪府ESCOアクションプランの当初計画策定時に記載のESCO事業対象施設一覧に記載されている施設数である。令和2年の一部改定で、対象施設一覧の見直しを行うとともに、一覧表にある施設に限らず、その他の施設についても対象としている。ESCO事業対象施設一覧として施設名を挙げているが、タイミング等によりまだ導入できていない施設がある。一方で、一覧に無い施設についても施設を集約して公募するなどを行い、導入も進めているところ。

(委員)

- ・対象施設一覧からはもちろん、新・大阪府ESCOアクションプランにもあるとおり、一覧に無い施設からも広範に導入施設を選定していくということか。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・大阪府警察本部本庁舎は一覧にないがなぜか。

(事務局)

- ・一覧にないが、光熱水費の大きな施設となっていることから予備調査会を実施し可能性等を調査した結果、今回の公募に至った。

(委員)

- ・予備調査会を行ったとあるが、事業者からどのような質問が出たのか。

(事務局)

- ・主には、こちらからアンケートという形で事業性や要望を問うもの。事業者からの質問というものはほぼない。大阪府警察本部本庁舎では、事業性に関して、工事期間を2ヵ年として欲しいという要望等があった。

(委員)

- ・予備調査会に参加した特定の者に有利、不利となるような条件が公募に反映されるわけではなく、大阪府側からのアンケートに答えてもらい、あくまでE S C O事業の導入可能性を探るためのものということか。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・予備調査会の実施はどのように周知されているのか。

(事務局)

- ・大阪府のホームページにて公表している。

(委員)

- ・了解した。

(委員)

- ・資料⑦にある光熱水費削減額の推移について、旧プランの削減額は基本的に減っていくと思うが、平成27年から平成28年にかけて増えるのはなぜか。E S C Oサービスが終了するため、減少する傾向にあると考えられる。E S C Oサービス料としての支払額を削減額のマイナス要因として加味しているのか。

(事務局)

- ・要因まで分析していないが、施設の使い方や気温等の影響が考えられる。また、これは光熱水費削減額そのものであり、E S C Oサービス料の影響はない。

(委員)

- ・了解した。

(委員)

- ・現在、光熱水費削減額、エネルギー削減量、CO<sub>2</sub>排出削減量について、目標達成に向けて順調に推移しているが、目標の見直し等は考えているか。

(事務局)

- ・令和2年に一部改定したところであるので、プランの計画期間内での目標の見直し等は考えていない。

## 5) 次第5：閉会

- ・事務局より、提案審査会へ資料⑨諮問書「E S C O事業者の選定について」をWebにて提示し、審議を終了。

以上